宍粟市特別職報酬等審議会会長 様

宍粟市長 福 元 晶 三

市長等の報酬等及び期末手当支給割合について(諮問)

宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により、市長、副市長及び教育 長並びに議会議員(以下「市長等」という。)の報酬等及び期末手当支給割合につい て、貴審議会の意見を求めます。

記

## ◆現行の市長等の報酬等

市長、副市長及び教育長	市長	880,000 円	4. 3月
の給料額(月額)及び期	副市長	712,000 円	6月:2.15月
末手当支給割合	教育長	638, 000 円	12月:2.15月
市議会議員の議員報酬額	議長	448,000円	4. 3月
(月額)及び期末手当支給	副議長	370,000 円	6月:2.15月
割合	議員	346,000 円	12月:2.15月

## ◆諮問の趣旨

市長が、市長等の報酬に関する条例を市議会に提出する場合は、宍粟市特別職報酬等審議会にあらかじめ意見を聴くこととなっており、令和6年度の審議会におきましては、期末手当支給割合について、人事院勧告における一般職の期末勤勉手当の引き上げ月数にあわせ、0.10月引き上げることが適当であるとの答申を受けております。

このたびの審議会では、それ以降の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の報酬等の額が適正か否か、また、令和7年人事院勧告において期末勤勉手当支給割合の引き上げが勧告されましたが、これを受け、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を改定することの是非について、ご審議いただきますようお願いします。